

広島市告示第 62 号  
令和 8 年 2 月 20 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、安芸区市民課の事務の一部を次のとおり委任させましたので告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 委任を受けた物品出納員  
安芸区役所市民部市民課 主任 増田 孝枝
- 2 委任させた事務  
安芸区市民課における物品の出納保管に関する事務
- 3 委任期間  
令和 8 年 2 月 9 日から安芸区市民課長の職務復帰の前日まで